

後期高齢者医療制度の保険料

保険料の計算

令和6・7年度	
均等割額(被保険者全員が均等に負担する部分)	45,930円
所得割率(被保険者の所得金額に応じて負担する部分)	9.03% ※1
年間保険料上限額	令和6年度:730,000円 ※2 令和7年度:800,000円

※1 前年の収入から基礎控除等を差し引いた所得金額が580,000円(年金収入で211万円相当)以下の人は、令和6年度に限り所得割率が8.42%に軽減されます。

※2 令和6年度に75歳を迎え、後期高齢者医療制度に加入される人の年間保険料上限額は、令和6年度から800,000円となります。

既に特別徴収(年金からの差引き)により保険料を納めている場合は次の表のとおりです。

年金受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険料額	前々年の所得をもとに算出した仮算定額			前年の所得をもとに算出した本算定額から4・6・8月に納付済みの保険料額を差し引いた金額		

※4・6・8月の保険料額と10・12・2月の保険料額が異なる場合があります。

保険料の納め方

納付方法	特別徴収(年金からの差引き)	普通徴収(納付書又は口座振替)
対象	年額18万円以上の年金を受給している人で、後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計額が特別徴収対象年金の受給額の1/2を超えない人	左記以外の人又は納付方法変更申請をした人
通知	7月中に保険料額決定通知を郵送	7月中に納付書(口座振替の場合は保険料額決定通知)を郵送

問 保険年金課 ☎63-5004 ☎23-0076

障害者手当等のご案内

種類	対象者	手当額と支給月	備考
特別障害者手当	20歳以上でおおむね次のいずれかの状態の人 ・身体障害者手帳1級～2級相当の障害が2つ以上ある人 ・身体障害者手帳1級相当で常時特別な介護が必要な人 ・療育手帳△相当で常時特別な介護が必要な人 ・精神障害で常時特別な介護が必要な人 ・内部障害等で日常生活上、絶対安静状態の人	月額28,840円	※施設等に入所中の人や病院等に継続して3か月を超えて入院中の人は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
障害児福祉手当	20歳未満でおおむね次のいずれかの状態の人 ①身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の人 ②療育手帳△相当の人 ③精神障害、内部障害などで①②と同程度の障害のある人	月額15,690円	※施設等に入所中の人や障害を支給事由とする年金を受けることができる人は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
特別児童扶養手当	身体又は精神に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人	月額 (1級)55,350円 (2級)36,860円	※子どもが施設等に入所中の場合や障害を支給事由とする年金を受けることができる場合は受けられません。 ※手当受給には所得制限があります。
在宅重度心身障害者手当	次の障害者手帳を取得している65歳未満の人(65歳未満で受給開始した人は65歳以上でも受けられます) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳△・A ・精神障害者保健福祉手帳1級	月額5,000円	※施設等に入所中の人や特別障害者手当・障害児福祉手当を受けている人は受けられません。 ※住民税が課税の人は支給停止となります。
難病患者見舞金	市内在住1年以上で、県から次の証書等を交付された人 ・指定難病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証 ・指定疾患医療受給者証 ・県単独指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	年額20,000円 年1回支給	※特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり老人等手当を受けている人は受けられません。

申・問 障害者福祉課 ☎21-1452 ☎24-6066



市HP

高齢者・福祉

いきいき生活教室

日 7月10日・24日、8月7日(水) 午前10時～11時30分
(7月24日のみ正午まで)

場 大岡市民活動センター

対 市内在住の65歳以上の人

定 20人(申込順)

内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。

費 400円(食材費等)

申・問 7月3日(水)までに直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

☎22-5561 ☎25-3305

令和6年度いきいきパス・ポイント対象事業



対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を掲示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨「ぼたん圓」と交換できます。

※いきいきパス・ポイントカードは、高齢介護課、各市民活動センターで交付・再交付の受付をしています。

対 市内在住の65歳以上の人

ポイント付与期間

令和7年2月28日(金)まで

ぼたん圓交換申込期間

7月1日(月)～令和7年3月17日(月)
※申込みは年度内1回に限ります。

今月号掲載の対象事業	ページ
社会教育講座「自然観察の楽しみ方」	15
社会教育講座「今さら聞けないSDGs」	15
シェイプアップ教室(7月～9月)	19
みんなきらめけ!!ハッピー体操	21
健康長寿歯科健診	21
集まれ!!東松山市の70歳「70歳の同窓会」	21
いきいき生活教室	23
こちらウォーキングセンターです	24
月例市民ウォーキング	24
市制施行70周年記念 東松山市史刊行記念講演会	25

問 高齢介護課

☎21-1406 ☎22-7731



市HP

子育て

児童手当・特例給付現況届の提出が必要な場合

児童手当・特例給付を受けている人は、6月に提出していた現況届の提出が令和4年度から原則不要ですが、受給継続のために現況届や継続申立書の提出が必要な人もいます。

現況届の提出が必要となる家庭には関係書類を送付しますので、6月21日(金)までに提出してください。提出がない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出が必要な人 5月分以前から本市で児童手当・特例給付を受けている人で現況届の提出についてご案内が届いた人(6月以降市外への転出者を含みます)

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239



市HP

きらめきクラブ子育て支援事業参加者募集

場所・問合せ	とき		
	親子で ワッハッハ!	みんなで ぎゅぎゅ	
きらめきクラブ	しんめい ☎24-3346	6月3日(月) 7月8日(月)	6月17日(月) 7月1日(月)
	まつに ☎23-1361	6月14日(金) 7月1日(月)	6月27日(木) 7月8日(月)
	からこ ☎23-1325	6月26日(水) 7月16日(火)	6月12日(水) 7月3日(水)
	いちのかわ ☎21-6480	6月7日(金) 7月4日(木)	6月20日(木) 7月11日(木)
	たかさか ☎31-2360	6月19日(水) 7月2日(火)	6月5日(水) 7月4日(木)

時間 午前10時～11時30分(施設準備のため午前10時以降の入室になります)

対 未就学児と保護者

内 手遊び、歌遊び、体操、簡単な工作、エプロンシアターなど

申 事前申込みは不要。当日クラブで受け付け。

問 保育課

☎21-1407 ☎23-2239

※当日は、開催クラブにおきらめき問い合わせください。



市HP

東松山市若者みらい応援奨学金返還支援事業

奨学金を返還している若者の経済的負担を軽減し、若者が将来に希望を持てるまちの実現を図ることを目的に、令和7年度から補助金を交付します。令和6年度は、交付対象者の認定申請を受け付けます。

交付の対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構から貸与された奨学金(第一種・第二種)
- ・その他市長が認める貸与型奨学金

交付対象者 次の全ての要件を満たす人

1. 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業した人
2. 認定申請年度の前年度末時点で30歳に到達していない人
※年齢到達日は誕生日の前日になります。

3. 市内に5年以上居住する予定の人

4. 奨学金の返還を開始し、滞納していない人

5. 市税等を滞納していない人

6. 奨学金の返還に係る他の補助金等の交付を受けていない人

補助金の額

前年度の奨学金返還額(1年度上限3万円・最長で5年度分支給)

認定申請の手続

補助金の交付を受けるためには、事前の認定申請が必要です。認定申請は、市HPで必要な書類等を確認の上、原則オンライン申請を行ってください。なお、令和6年度の認定申請は、平成6(1994)年4月2日以降に生まれた人が対象です。

認定申請期限 6月1日(土)～9月30日(月)

申・問 子育て支援課 ☎63-5005 ☎23-2239



市HP